

公益財団法人東京都農林水産振興財団
中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業実施要領

令和2年9月23日付2農振財森第993号

(目的)

第1 公益財団法人東京都農林水産振興財団中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業実施要綱(令和2年9月23日付2農振財森第992号)に基づいて実行する中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業の運用に必要な事項を定め、その円滑な実施を図ることを目的とする。

(事業の募集及び申請)

第2 本事業の実施に当たり公益財団法人東京都農林水産振興財団の理事長(以下「理事長」という。)が支援の対象事業を募集する際は、東京都産業労働局農林水産部森林課に広報等の協力を仰ぐものとする。

2 事業の申請について必要な事項は、公益財団法人東京都農林水産振興財団中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業費補助金交付要綱(令和2年9月23日付2農振財森第994号)で定める。

(事業期間及び募集期間)

第3 本事業の実施期間は、本要領の決定日から令和7年3月31日までとする。

2 本事業の募集期間は、理事長が別に指定する。

(助言指導等)

第4 理事長は、本事業の適切かつ効果的な実施のため、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)に対して助言指導を行うことができる。

2 理事長は、本事業を円滑に進める上で必要と認められる場合は、申請者に対して報告を求めることができる。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和2年9月30日から施行する。